

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 6 月23日

【会社名】 京阪神ビルディング株式会社

【英訳名】 Keihanshin Building Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 社長執行役員 若林 常夫

【本店の所在の場所】 大阪府中央区瓦町四丁目 2 番14号

【電話番号】 06(6202)7331(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 管理統括 堀 貴生

【最寄りの連絡場所】 大阪府中央区瓦町四丁目 2 番14号

【電話番号】 06(6202)7331(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 管理統括 堀 貴生

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2025年6月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金21円50銭
総額1,044,250,485円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2025年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、若林常夫、多田順一、浅草嘉一、野村雅男、竹田千穂、宮野谷 篤及び上條英之を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、西田滋、長澤秀治及び小田切智美を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を年額220百万円以内（うち社外取締役は同50百万円以内）とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とする。

第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限を年7万株とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	413,118	2,250	29,135	(注) 1	可決(92.2%)
第2号議案	443,485	1,018	0	(注) 3	可決(98.9%)
第3号議案					
若林 常夫	387,543	55,078	1,882	(注) 2	可決(86.4%)
多田 順一	410,407	32,214	1,882		可決(91.5%)
浅草 嘉一	410,405	32,216	1,882		可決(91.5%)
野村 雅男	403,125	39,496	1,882		可決(89.9%)
竹田 千穂	402,118	40,503	1,882		可決(89.7%)
宮野谷 篤	411,366	31,255	1,882		可決(91.8%)
上條 英之	410,343	32,278	1,882		可決(91.5%)
第4号議案					
西田 滋	408,699	33,921	1,882	(注) 2	可決(91.2%)
長澤 秀治	410,487	32,134	1,882		可決(91.6%)
小田切 智美	412,043	1,443	31,017		可決(91.9%)
第5号議案	412,575	755	31,173	(注) 1	可決(92.0%)
第6号議案	412,550	779	31,173	(注) 1	可決(92.0%)
第7号議案	410,907	2,579	31,017	(注) 1	可決(91.7%)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。